

◎佐賀県条例第17号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係条例の整備に関する条例

(佐賀県立自然公園条例の一部改正)

第1条 佐賀県立自然公園条例（昭和33年佐賀県条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(指定認定機関)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。</p> <p>(1) 未成年者、<u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) <u>破産者で復権を得ないもの</u></p> <p>(3) <u>禁錮以上の刑に処せられ、又は法、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）、この条例若しくは佐賀県環境の保全と創造に関する条例（平成14年佐賀県条例第48号）の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</u></p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>4～6 略</p> <p>(指定認定機関に対する監督命令等)</p> <p>第21条 略</p>	<p>(指定認定機関)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。</p> <p>(1) 未成年者</p> <p>(2) <u>精神の機能の障害によりその認定関係事務を適確に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p>(3) <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>(4) <u>禁錮以上の刑に処せられ、又は法、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）、この条例若しくは佐賀県環境の保全と創造に関する条例（平成14年佐賀県条例第48号）の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者</u></p> <p>(5)・(6) 略</p> <p>4～6 略</p> <p>(指定認定機関に対する監督命令等)</p> <p>第21条 略</p>

改正前	改正後
<p>2 知事は、指定認定機関が第17条第3項各号（第4号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、指定を取り消さなければならない。</p> <p>3・4 略</p>	<p>2 知事は、指定認定機関が第17条第3項各号（第5号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、指定を取り消さなければならない。</p> <p>3・4 略</p>

（佐賀県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正）

第2条 佐賀県心身障害者扶養共済制度条例（昭和45年佐賀県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（年金管理者）</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) <u>破産者であつて復権を得ないもの</u></p> <p>4～7 略</p>	<p>（年金管理者）</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。</p> <p>(1) <u>精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p>(2) <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>4～7 略</p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年12月14日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に、第1条の規定による改正前の佐賀県立自然公園条例第17条第1項若しくは第21条第2項又は第2条の規定による改正前の佐賀県心身障害者扶養共済制度条例第11条第1項、第5項若しくは第6項の規定に基づき行われた処分その他の行為の効力については、なお従前の例による。